

令和8年度干ばつ災害からの樹勢回復緊急対策事業費補助金交付等要綱

制定 令和8年 月 日 8農園第 号

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、令和8年の干ばつにより被害を受けた農家が、予算の定めるところにより果樹等の永年性作物の樹勢回復を図るために実施する「令和8年度干ばつ災害からの樹勢回復緊急対策事業」(以下「事業」という。)について、当該事業に要する経費に対して交付する令和8年度干ばつ災害からの樹勢回復緊急対策事業費補助金(以下「補助金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 補助金の交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)及び長崎県農林部関係補助金等交付要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業の内容及び補助の対象等)

- 第2条 補助金の交付の対象となる事業は、第1条の趣旨を踏まえて実施する取組とし、事業実施主体、事業内容、補助率等は、別表1のとおりとする。

(事業実施計画の認定)

- 第3条 (1)取組主体は、事業実施計画申請書(様式第1号)に事業実施個別計画書(様式第2号)を添付し、事業実施主体に提出するものとする。なお、取組主体と事業実施主体が同一である場合は、事業実施計画申請書(様式第1号)の提出は不要とする。
- (2)前号の規定による提出を受けた事業実施主体は、事業実施計画認定申請書(様式第3号)に事業実施総括計画書(様式第4号)を添付し、管轄する振興局を経由して知事に提出するものとする。
- (3)前号の規定により経由された振興局は、被害園地確認報告書を添付して知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、その内容が適当であると認めたときは、事業実施計画を認定し、当該申請者に通知するものとする。
- 3 事業実施主体は、認定を受けた事業実施計画について、次に掲げる重要な変更を行う場合は、事業実施計画変更(廃止)認定申請書(様式第5号)に事業実施総括計画書(様式第4号)を添えて、知事の承認を受けるものとする。
- (1)事業実施主体の変更
 - (2)事業内容の新設又は廃止
 - (3)事業量又は事業費の20%を超える変更
 - (4)その他、採択基準及び認定要件に係る変更

(補助金の交付の申請)

- 第4条 知事は、前条の規定により認定した事業実施計画に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、規則第4条の規定により、交付申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)事業計画書(様式第7号)

(2)収支予算書(様式第8号)

(3)暴力団排除に関わる誓約書(様式第9号)

(4)その他知事が必要と認める書類

ただし、様式第9号については、別途長崎県農林部で定める団体は提出不要とする。

3 前項の申請書の提出期限は、知事が別に定める日までとする。

(補助の条件)

第5条 事業実施主体及び取組主体は、補助事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(申請の取下げのできる期限)

第6条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする。

(変更の承認等)

第7条 規則第11条第2項の規定による事業計画変更の承認を受けようとする者は、計画変更承認申請書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

2 規則第11条第2項第1号の別に定める軽微な変更は、第3条第3項各号に掲げる変更以外の変更とする。ただし、補助金の額に増減を生じないものに限る。

3 規則第11条第2項第2号の規定による事業の中止又は廃止について承認を受けようとする者は、中止(廃止)承認申請書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、実績報告書(様式第12号)により行うものとし、次の書類を添付するものとする。なお、その提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日とする。

(1)事業実績書(様式第7号)

(2)収支精算書(様式第8号)

(3)その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付)

第9条 この補助金は、精算払により交付するものとし、長崎県農林部関係補助金等交付要綱第7条第1項に定める請求書の添付書類は省略する。補助金を請求しようとする事業実施主体は、補助金交付請求書(様式第13号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第10条 知事は、事業実施主体が、当該補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助

金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、規則第17条第1項により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、当該事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 規則第7条の規定は、前2項の規定による取消しを行った場合について準用する。

(附則)

1 この要綱は、令和8年度の予算に係る補助金に適用する。

(別表1)

事業実施主体	取組主体	事業内容・ 対象経費	採択要件	補助率
農業者が組織する団体※、農業者、農業協同組合、農業法人	農業者が組織する団体※、農業者、農業法人	令和8年の干ばつ被害を受けた果樹、アスパラガス及び茶の早期樹勢回復を図るため、令和8年8月12日以降に着手した、以下の資材の散布・施用に係る資材費に対して助成する。 ① 果樹：葉面散布剤、堆肥 ② アスパラガス：葉面散布剤 ③ 茶：液肥	事業対象となる品目、園地は、次の要件を満たすものとする。 (1)果樹、アスパラガス又は茶であること。 (2)圃場面積の30％以上の範囲で、干ばつの被害が発生していること。 (3)事業実施主体の申請面積が概ね1ha以上であること。 (4)受益農家1戸の申請面積が10a以上であること	定額 10a 当たり 3,000 円

※事業実施主体のうち、「農業者が組織する団体」とは、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約がある団体をいう。